

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

＜同一世帯に令和5年度(令和4年分収入)未申告の方がいる場合＞



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とは、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して**1世帯あたり3万円**が支給される給付金のことです。

！【注意事項】これまで実施してきた給付金事業では、「世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯」を支給対象外としてきましたが、今回の給付金については支給対象となりました。

支給対象世帯

基準日(令和5年5月1日)に、糸満市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯が対象です(※既に本給付金を受給した世帯を除きます)。

申請方法

対象となる世帯には、受給に必要な「確認書」を令和5年6月30日に送付しましたが、同一世帯に令和4年中(令和4年1月1日～令和4年12月31日)の収入申告をしていない方がいる場合は、支給要件を確認できないため、**確認書は送付されません**。

別添のとおり「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)」(以下、申請書)を送付します。令和4年中の収入申告をしていない方は、**令和5年1月1日時点で住民登録のある市町村へ令和4年分の収入申告を行ったあと**支給対象世帯に該当する場合は、申請書を提出してください。

糸満市における令和4年分収入申告の受付について

糸満市役所2階の税務課24番窓口で令和4年分の収入申告を行ったあと支給対象世帯に該当する場合は、糸満市役所1階の臨時特別給付金受付場所で申請書を提出してください。

受付期間：令和5年7月3日から令和5年10月31日

申告受付場所：糸満市役所2階 税務課24番窓口(☎840-8128)

給付金受付場所：糸満市役所1階 臨時特別給付金担当窓口

お問い合わせ

糸満市臨時特別給付金コールセンター

電話番号 0120-824-288

受付時間 8:30～17:00(土日祝、12/29～1/3を除く)

詳細は、糸満市のホームページからも、ご確認ください。



※下記は代理人が申請する場合にご使用ください

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日		代理人住所
			明・大・昭・平・令	年	
			月	日	日中に連絡可能な電話番号 ()

上記の者を代理人と認め、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

世帯主の署名

または 記名押印

{ 申請
申請・受給
受給 }

を委任します。

← 法定代理人の場合は、委任の方法の選択は不要です。